大同大学同窓会個人情報保護に関する規程

（趣旨）

第１条　大同大学同窓会（以下「本会」という。）会則第 6 条第 2 項に基づく、個人情報保護に関することは、この規程の定めるところによる。

2　個人情報とは、本会が、会則に定める目的のために取得（自ら作成することを含む）した会員の個人に関する情報であって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

（目的）

第２条　この規程は、本会がその活動目的のために保有する会員の個人情報の取得、保管、利用について必要事項を定め、本会および会員の責務を明確にし、本会活動の推進を図りつつ、個人情報の適切な保護を行うことを目的とする。

（利用目的）

第３条　本会が取得し、保有する個人情報の利用目的は、次のとおりとする。

(1)会員情報の調査

(2)本会会報の送付

(3)本会各種事業および行事の案内

(4)本会支援組織（以下「支援組織」という。）の活動の案内

(5)会員へのアンケート調査

(6)会費および寄付金の収受管理

(7)大同大学（以下「大学」という。）からの案内の送付

(8)大学の広報活動、寄付金募集の支援

2　会員は、前項に定める利用目的による本会からの案内を希望しない場合は、本会事務局に対し書面にて申し出なければならない。

3　本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。

4　本会は、利用目的を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、会員に通知し、または本会のホームページにて開示しなければならない。

（取得事項）

第４条　本会が取得し、保有する個人情報は、前条に定める利用目的のために必要な範囲に限る。

2　本会が取得し、保有する個人情報は、次のとおりとする。

(1)学籍番号

(2)氏名

(3)フリガナ

(4)旧姓

(5)性別

(6)生年月日

(7)卒業（修了）年

(8)卒業学部学科等(大学院も含む)

(9)現住所

(10)電話番号

3　個人情報の取得は、本人から直接に情報を収集しなければならない。ただし、本人より、特定の第三者からの取得について事前の同意があるときは、当該第三者から個人情報を取得することができる。また、本人が大学在学中に、大学に提出した個人情報は、第 3 条(利用目的)の範囲内で、本会は大学から提供を受け、利用することができる。

4　本会は、第三者から個人情報を受領する場合には、提供者の氏名・提供の年月日・取得経緯等を確認、記録し、一定期間その内容を保存しなければならない。

5　本会は個人情報を次の各号に定める方法で取得する。なお、取得に際しては、あらかじめ本人に利用目的を通知する。

(1)書面

(2)口頭

(3)メール

(4)ファックス

(開示・変更・削除)

第 5 条　本人から登録情報の開示、変更または削除の申し出があったときは、本会は、登録情報を開示、変更または削除しなければならない。

2　本人が登録情報の開示、変更または削除を希望する場合は、本人は、別表(1)に定める書面に必要事項を記載し、本人であることを証する書類を添付して、責任者に提出する。

3　原則として、本人以外からの申し出については応じない。

(利用停止)

第 6 条　本会は、本人からの請求に応じて、下記の事項に違反していることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、原則として、利用停止等を行わなければならない。

①利用目的による制限

②適正な取得

③第三者提供の制限

(責任者・管理者)

第 7 条　本会は、個人情報を適切に管理するため、責任者および管理者を置く。

(1)責任者は、本会会長とし、管理者を指揮し、本会の個人情報管理を統括する。

(2)管理者は、本会事務局長とし、本会の個人情報の取得、利用、提供および維持のための管理を統括する。

(3)管理者は、個人情報データベースを取り扱う担当者を選任し、担当者以外の者のアクセスを規制するための措置を講じなければならない。

(遵守事項)

第 8 条　個人情報を取り扱う者(責任者、管理者、担当者)は、下記の事項を守らなければならない。

(1)法令および本規程を遵守すること
(2)個人情報は、偽りその他不正な手段によって取得してはならないこと
(3)あらかじめ本人の同意を得ないで、第3条(利用目的)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない
(4)個人情報は正確に取得し、または提供すること
(5)保有している個人情報を紛失、漏洩してはならない
(6)個人情報を正当な理由なく、他人に知らせてはならない
(7)個人情報を不正に使用したり、改ざんしてはならない

2　前項の規程は、職を退いた後も、同様とする。

(管理方法)

第9条　個人情報を取り扱う者は、その取り扱う個人データの漏洩、滅失または毀損の防止、その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
①個人情報が記載された書類は、鍵がかかる棚や引き出しに大切に保管する。
②コンピュータがインターネットに接続されている場合は、セキュリティ対策を万全にする。
③本人からの削除の申し出、本人の死亡その他の事由により個人情報が必要でなくなった場合、個人情報は確実に破棄する。コンピュータに入っている場合は確実に削除する。

(提供)

第10条　本会が保有する個人情報を第三者に提供するには、あらかじめ本人から同意を得なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、本人からの同意なく第三者に提供できる。
①法令の定めによる場合
②人の生命、身体または財産の保護に必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合
③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合
④国の機関等への協力
⑤第3条の利用目的に該当する場合

2　第三者に個人情報を提供する場合、本会は、受領者の氏名・提供の年月日等を記録し、一定期間保存しなければならない。

(提供の判断)

第11条　管理者は、前条に基づく個人情報の提供を適切に管理しなければならない。

2　支援組織が、本会が保有する個人情報の提供を希望する場合は、別表(2)に定める個人情報利用申請書に必要事項を記載のうえ、責任者に提出する。

3　個人情報の提供は、電子媒体では行わない。

4　管理者は、次の事項について確認できない場合は、その提供を行わない。
(1)個人情報の提供を受ける支援組織が、提供された個人情報の管理責任者を明確にしていること
(2)提供される個人情報の利用が、第3条に掲げる目的の範囲内であること
(3)個人情報の提供を受ける支援組織が、当該個人情報によって特定される本人から当該個人情報の訂正、利用の停止の要求があった場合、正当な理由がない限り、それに応じる責任を明確にしていること
(4)前号による本人からの当該個人情報の訂正、利用の停止の要求があった場合、要求を受けた支援組織

の代表者は、速やかにその事実を管理者に報告することとしていること

(5)個人情報の提供を申請する者が、会員であることを証明すること

(大学への個人情報の提供)

第 12 条　第 3 条 1 項に定める利用目的のための大学に対する個人情報の提供は、前条の定めに準じる。

(個人情報取り扱いの外部委託)

第 13 条　第 3 条 1 項に定める利用目的のため、個人情報の取り扱いを外部委託業者に委託する場合は、以下のとおりとする。

(1)個人情報の管理が可能な適切な委託業者を選定する。

(2)提供する個人情報は、委託する業務遂行のために必要な最小限のものに限定する。

(3)委託先での個人情報の管理に関し、下記事項を含む契約を書面で取り交わす。

①委託された個人情報の機密保持および保護

②再委託の制限または条件

③委託された個人情報のコピーの制限

④委託された個人方法の漏洩等の事故発生時の処置

⑤委託業務終了時の個人情報の消去または個人情報を含む媒体の返却

⑥①に係わる事故時の処置

⑦違反時の処置

(4)本会は、個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(苦情等の申出、処理)

第 14 条　本会は、保有する個人情報およびその取扱いについて、本人から苦情を受け付けた場合、状況に応じて迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

2　苦情の申出先は、責任者または管理者とする。

3　管理者が苦情を受け付けた場合、管理者は、その内容と処置について、直ちに責任者に報告する。

4　本会は、苦情の内容、処理の経緯を記録し、保存する。

(違反に対する処置)

第 15 条　本会内において、個人情報を取り扱う者が、本規程に違反した場合、執行委員会において審議し、処分を行う。

2　個人情報を取り扱う者が、故意または過失によって、本会に損害を与えたときは、本会に対し、損害賠償その他の責任を負う。

(関係者の処分)

第 16 条　個人情報を取り扱う者が前条の処分をうけたときは、事情により、その管理監督に不行き届きのあったその他関係者も制裁することがある。また、本規程の処分に該当する行為をすることをそそのかし、または助けた者に対しても、行為者に準じて処分する。

（雑則）

第 17 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、執行委員会において審議し、総会で承認する。

（規程の改廃）

第 18 条　この規程の改廃は、執行委員会において審議し、総会で決定する。

（附則）

第 1 条　この規程は、2018 年 5 月 26 日から施行する。（制定）

2　本規程制定に伴い、「個人情報保護ポリシー」は廃止する。

第 1 条　この規程は、2019 年 5 月 25 日から施行する。（法人設立に伴う部分改正）

第 1 条　この規程は、2023 年 5 月 27 日から施行する。（部分改正）